

新旧対照表

浦安市防犯カメラの管理及び運用に関する規則（令和２年規則第30号）の一部改正

（下線の部分が改正部分）

改 正 後	改 正 前
（目的） 第1条 この規則は、市が公共の場所において防犯の目的で設置した防犯カメラの管理及び運用について必要な事項を定めることにより、<u>市民等の安全及び安心の確保を図ることを目的とする。</u> （災害時等における防犯カメラの利用） 第11条 <u>市長は、災害時（災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合をいう。）において災害による被害状況の確認、災害の未然防止その他災害情報の収集を目的とするとき、又は市民等の生命、身体若しくは財産に重大な危害が及ぶことを避けるために緊急の必要があると認めるときは、防犯カメラを利用することができる。</u> <u>2 前項の規定により、災害時等に防犯カメラを利用する場合においては、第6条の規定にかかわらず、管理責任者及び取扱担当者以外の者が、防犯カメラを操作し、又はその画像を取り扱うことができる。この場合において、当該管理責任者及び取扱担当者以外の者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</u> <u>(1) 画像及び記録媒体の情報を適正に管理すること。</u> <u>(2) 目的以外の利用及び第三者への無断提供をしないこと。</u> <u>(3) 目的を達成したとき又は当該目的が達成されないことが判明したときは、速やかに画像及び記録媒体の破棄等を行うこと。</u> 附 則 <u>この規則は、公布の日から施行する。</u>	（目的） 第1条 この規則は、市が公共の場所において防犯の目的で設置した防犯カメラの管理及び運用について必要な事項を定めることにより、<u>市民</u>の安全及び安心の確保を図ることを目的とする。 （災害時における防犯カメラの利用） 第11条 <u>災害時</u>（災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合をいう。）においては、<u>災害による被害状況の確認、災害の未然防止その他災害情報の収集を目的として、</u>防犯カメラを利用することができる。